



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月15日金曜日 第492号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則..... (産業創出課) ... 126

告 示

指定自立支援医療機関の指定(2件)..... (健康増進課) ... 128

指定自立支援医療機関の名称の変更..... (") ... 129

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(2件)..... (農地整備課) ... 129

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 129

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ... 129

道路の供用開始(県道新居浜港線)..... (東予地方局管理課) ... 129

道路の供用開始(一般国道317号)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 130

道路の供用開始(県道岩城環状線)..... (") ... 130

土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 130

道路の区域変更(県道広田双海線)..... (中予地方局管理課) ... 130

道路の供用開始(")..... (") ... 131

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 131

道路の区域変更(県道柳谷美川線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 131

道路の供用開始(県道柳谷美川線外)..... (") ... 131

土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 132

道路の供用開始(県道一本松城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 132

道路の供用開始(県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 132

公 告

グループウェアシステムの借入れ..... (警察本部会計課) ... 133

マイナカード追記装置の借入れ..... (") ... 133

基幹業務サーバシステムの借入れ..... (") ... 134

交番等ネットワーク用通信機器等の賃貸借及び通信回線サービスの調達..... (") ... 135

自動車保管場所証明電子化システムの借入れ..... (") ... 136

初動捜査支援システムの借入れ..... (") ... 137

情報通信ネットワークシステムの賃貸借及び通信回線サービスの調達..... (") ... 138

成果重視プラットフォーム用端末機の借入れ..... (") ... 139

電子文書管理システムの借入れ..... (") ... 139

ヘリコプター12か月定期点検整備の委託..... (") ... 140

人事委員会規則

職員の定年前再任用に関する規則及び職員の暫定再任用に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 141

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... (警察本部警務課) ... 142

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 144

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使用料						使用料					
区分	種別	細別	単位	金額	備考	区分	種別	細別	単位	金額	備考
省略						省略					
食品産業関係	食品加工用機器	1～3 省略				食品産業関係	食品加工用機器	1～3 省略			
		4 真空凍結乾燥機	省略					4 真空冷凍乾燥機	省略		
		5～69 省略						5～69 省略			
		70 E型粘度計	1時間	550円							
		71 マルチ遠心機	1時間	550円							
		72 食品破砕粉砕機	1時間	550円							
窯業関係	省略					窯業関係	省略				
	窯業用機器	1～44 省略					窯業用機器	1～44 省略			
繊維産業関係	染織用機器	1・2 省略				繊維産業関係	染織用機器	1・2 省略			
		3 省略						3 電子顕微鏡	1時間	880円	
		4 省略						4 省略			
		5 省略						5 省略			
		6 省略						6 省略			
		7 省略						7 省略			
		8 省略						8 省略			
		9 省略						9 省略			
		10 省略						10 省略			
		11 省略						11 省略			
		12 省略						12 省略			
		13 省略						13 省略			
		14 省略						14 省略			
		15 省略						15 省略			
		16 省略						16 省略			
		17 省略						17 省略			
		18 省略						18 省略			
		19 省略						19 省略			
		20 省略						20 省略			
		21 省略						21 省略			
		22 省略						22 省略			
		23 省略						23 省略			
24 省略				24 省略							
						25 省略					

	25 省略								
	26 省略								
	27 省略								
	28 省略								
	29 省略								
	30 省略								
	31 省略								
	32 省略								
	33 省略								
	34 省略								
	35 省略								
	36 省略								
	37 省略								
	38 省略								
	39 省略								
	40 省略								
	41 繊維用摩擦圧縮測定装置	1 時間	440円						
省略									
注 省略									
	手 数	料 省 略							

	26 省略								
	27 省略								
	28 省略								
	29 省略								
	30 省略								
	31 省略								
	32 省略								
	33 省略								
	34 省略								
	35 省略								
	36 省略								
	37 省略								
	38 省略								
	39 収束イオンビーム装置	1 時間	660円						
	40 省略								
	41 省略								
	42 省略								
省略									
注 省略									
	手 数	料 省 略							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
八幡浜中央薬局	八幡浜市江戸岡一丁目87 0番地3	株式会社リエゾンファーマシー	八幡浜市矢野町徳雲坊41 6	代表取締役 五郎丸 麻 里	精神通院医療（薬局）	令和6年 2月1日

○愛媛県告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
有限会社リハビリステーションみかん	松山市東長戸三丁目4番 27号	代表取締役 宮 脇 敬	訪問看護ステーションみかん	松山市久万ノ台1206番地 2	精神通院医療	令和6年 3月1日	

株式会社MEDI-FULL	大阪府大阪市下出37番地の5 リクラス尾崎ビル2階	代表取締役 亀井 貴史	訪問看護ステーションりん	松山市緑町二丁目3番地6	精神通院医療	令和6年3月1日
有限会社アシストジャパン	松山市南高井町1817番地1	代表取締役 高橋 誠	アシストジャパン訪問看護ステーション	松山市南高井町1817番地1	精神通院医療	令和6年3月1日

○愛媛県告示第179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

名 称		担当する医療の種類	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
カナ訪問看護リハビリステーション	カナ訪問看護サービス	精神通院医療	令和6年3月1日

○愛媛県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、愛媛県八幡浜市高野地、松柏地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・高野地地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年3月18日から4月15日まで
- 縦覧場所
八幡浜市役所本庁

○愛媛県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、愛媛県伊方町仁田之浜、中之浜、大浜、河内、八幡浜市保内町川之石地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

○愛媛県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜港線	新居浜市本郷一丁目929番1から 同市本郷一丁目892番13まで	令和6年3月15日

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・灘地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年3月18日から4月15日まで
- 縦覧場所
伊方町役場本庁及び八幡浜市役所本庁

○愛媛県告示第182号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和12年4月9日	愛媛県第1251号	炭酸カルシウム肥料	園芸用粒状苦土石灰	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字ヒエ田井手下甲251番8から 同市玉川町龍岡上字中通り丁357番3地先まで	令和6年3月15日

○愛媛県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	岩城環状線	越智郡上島町岩城759番3から 同町岩城831番まで	令和6年3月15日

○愛媛県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年3月15日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	山浦久	松山市萩原甲454番地
"	渡部温史	松山市浅海本谷甲505番地
"	高橋義郎	松山市浅海原甲732番地
"	池田重豊	松山市浅海原甲312番地3
"	長野佳彦	松山市大浦723番地
"	篠原明俊	松山市猿川甲945番地
"	山崎幹敏	松山市猪木甲330番地
"	山本隆	松山市中西内439番地2
"	丸山泰司	松山市中西内404番地1
"	石橋仁志	松山市河野高山甲108番地
"	山本久男	松山市夏目甲434番地
"	重松正憲	松山市本谷甲405番地
監事	前田俊彦	松山市浅海原甲1番地4

"	高本博見	松山市河野高山甲456番地
"	山崎久生	松山市滝本甲112番地1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	原田裕三	松山市浅海原甲620番地
"	長野佳彦	松山市大浦723番地
"	田中伸誠	松山市萩原甲78番地3
"	高橋武	松山市浅海本谷甲76番地1
"	渡部昌彦	松山市浅海原甲1114番地1
"	田中佳徳	松山市猿川甲263番地
"	山本佳夫	松山市才之原甲223番地
"	渡部勝三	松山市八反地甲126番地
"	山本隆	松山市中西内439番地2
"	石橋仁志	松山市河野高山甲108番地
"	中屋英俊	松山市夏目甲535番地
"	重松正憲	松山市本谷甲405番地
監事	高木正友	松山市浅海本谷甲396番地
"	中屋芳明	松山市佐古甲181番地
"	山崎久生	松山市滝本甲112番地1

○愛媛県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	広田双海線	伊予市双海町上灘字日ノ地山丁66番1から 同町上灘字坂本甲1160番2まで	旧	メートル 4.4~66.8	キロメートル 0.152	
			新	17.2~76.7	0.152	
"	"	伊予市双海町上灘字坂本甲1160番2から 同町上灘字畑田甲1200番まで	旧	4.1~24.8	0.550	
			新	4.1~24.8 9.7~16.9	0.550 0.262	
"	"	伊予市双海町上灘字畑田甲1200番から 同町上灘字1197番4まで	旧	7.0~10.4	0.064	
			新	12.5~18.4	0.064	

○愛媛県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	広田双海線	伊予市双海町上灘字中筋甲1794番から 同町上灘字道ノ西甲1575番3まで	令和6年3月15日

○愛媛県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年3月15日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第34号 令和6年3月4日	伊予市下吾川南西原1641番1、1641番24、1642番3、1642番4、1643番2、1644番1、1644番3、1646番2、1646番3、1647番、1648番2、1649番1、1649番25、1743番2、1743番4、1745番、1747番、1749番1、1755番7、1641番1外9筆（1641番24、1642番3、1642番4、1643番2、1644番1、1647番、1648番2、1649番1、1649番25）地先 西側里道	伊予市下吾川1463番地5 有限会社アットホーム

○愛媛県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷2365番1地先から 同町西谷2028番3地先まで	旧	メートル 3.5~6.4	キロメートル 0.204	
		上浮穴郡久万高原町西谷2365番1から 同町西谷2028番3まで	新	18.2~39.1	0.181	

○愛媛県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷2045番から 同町西谷2028番3まで	令和6年3月15日
"	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8109番1地先から 同町西谷字横野8109番1地先まで	"

○愛媛県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、一本松土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年3月15日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	内倉 長 蔵	南宇和郡愛南町正木1833番地
"	石河 浩	南宇和郡愛南町増田2943番地
"	徳岡 谷 満	南宇和郡愛南町増田3635番地
"	徳田 恵 美	南宇和郡愛南町増田4925番地
"	溝垣 克 敏	南宇和郡愛南町小山789番地1
"	島津 恵 二	南宇和郡愛南町中川1844番地
"	西口 孝	南宇和郡愛南町中川720番地
"	高田 守 久	南宇和郡愛南町広見2867番地
"	大西 常 文	南宇和郡愛南町広見754番地
"	岡原 俊 機	南宇和郡愛南町広見283番地
"	榎本 和 久	南宇和郡愛南町上大道876番地
"	和泉 壽 男	南宇和郡愛南町満倉2682番地
監事	小川 芳 子	南宇和郡愛南町正木542番地

"	長尾 英 生	南宇和郡愛南町増田4010番地
"	土居 尚 行	南宇和郡愛南町広見2234番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	内倉 長 蔵	南宇和郡愛南町正木1833番地
"	石河 浩	南宇和郡愛南町増田2943番地
"	徳岡 谷 満	南宇和郡愛南町増田3635番地
"	本田 伸 宏	南宇和郡愛南町増田3130番地
"	溝垣 克 敏	南宇和郡愛南町小山789番地1
"	島津 恵 二	南宇和郡愛南町中川1844番地
"	田中 一 光	南宇和郡愛南町中川722番地
"	大西 常 文	南宇和郡愛南町広見754番地
"	高田 守 久	南宇和郡愛南町広見2867番地
"	岡原 俊 機	南宇和郡愛南町広見283番地
"	松本 勝 利	南宇和郡愛南町上大道1094番地
"	和泉 壽 男	南宇和郡愛南町満倉2682番地
監事	藤岡 章	南宇和郡愛南町正木2331番地
"	長尾 英 生	南宇和郡愛南町増田4010番地
"	土居 尚 行	南宇和郡愛南町広見2234番地

○愛媛県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町上大道980番2から 同町上大道1048番2まで	令和6年3月15日

○愛媛県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町三嶋1490番から 同町三嶋1457番まで	令和6年3月15日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
グループウェアシステムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
グループウェアシステム 一式
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間
- (5) 納入場所
愛媛県警察本部（愛媛県松山市南堀端町2番地2）
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部会計課調度係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話（089）934 0110 内線（2233）
- (2) 入札書の受領期限
令和6年5月13日（月）午後2時00分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和6年4月23日（火）午後5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和6年5月13日（月）午後2時00分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 契約の成立
当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Groupware System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 13 , May , 2024
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
マイナカード追記装置の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
マイナカード追記装置 一式
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間
- (5) 納入場所
仕様書のとおり。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部会計課調度係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110 内線(2233)
- (2) 入札書の受領期限
令和6年5月14日(火)午後3時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
ア 交付場所
(1)に掲げる場所で交付する。
イ 交付時期
公告の日から令和6年4月23日(火)午後5時15分まで
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年5月14日(火)午後3時00分
愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 契約の成立
当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Additive Device Of Individual Number Card , 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m . , 14 , May , 2024
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
基幹業務サーバシステムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
基幹業務サーバシステム 一式
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間
- (5) 納入場所
愛媛県警察本部（愛媛県松山市南堀端町2番地2）
愛媛県東温市内の県警が別途指示する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中になく者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線(2233)

- (2) 入札書の受領期限

令和6年5月13日(月)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

- (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和6年4月23日(火)午後5時15分まで

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年5月13日(月)午後1時30分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され

た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 契約の成立

当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Backbone Server System , 1 set

- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 13 , May , 2024

- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

交番等ネットワーク用通信機器等の賃貸借及び通信回線サービスの調達

- (2) 調達役務及び数量

交番等ネットワーク用通信機器等の賃貸借及び通信回線サービス 一式

- (3) 調達役務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 契約期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間

- (5) 納入場所

仕様書のとおり。

- (6) 入札方法

入札金額は、物品の借入代金及び調達役務に係る費用(一時費用の額を含む)の総額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

- (3) 契約期間の開始までに確実に物品及び回線サービスを導入で

きる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (4) 障害への対応、点検、保守その他アフターサービスを長期に亘り円滑に実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110 内線(2233)

- (2) 入札書の受領期限
令和6年5月13日(月)午後4時00分

- (3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和6年4月23日(火)午後5時15分まで

- (4) 開札の日時及び場所
令和6年5月13日(月)午後4時00分
愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品等を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 契約の成立
当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Communication Equipment Etc of Police Box Etc Network System and Communication Line Service , 1 set

- (2) Time limit of tender: 4:00 p.m., 13, May, 2024
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
自動車保管場所証明電子化システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
自動車保管場所証明電子化システム 一式
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間
- (5) 納入場所
愛媛県警察本部及び県下各警察署
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110 内線(2233)

- (2) 入札書の受領期限
令和6年4月30日(火)午後3時00分
- (3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和6年4月24日(水)午後5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和6年4月30日(火)午後3時00分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 契約の成立

当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Car Keeping Place Proof Computerization System , 1 set

(2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 30, April, 2024

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

初動捜査支援システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

初動捜査支援システム 一式

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和7年3月1日から令和14年2月29日までの間

(5) 納入場所

愛媛県警察本部及び別途指定する場所

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線(2233)

(2) 入札書の受領期限

令和6年5月14日(火)午後3時30分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和6年4月23日(火)午後5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和6年5月14日(火)午後3時30分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 契約の成立

当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Initial Investigation Support System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:30 p.m. , 14 , May , 2024
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

情報通信ネットワークシステムの賃貸借及び通信回線サービスの調達

(2) 調達役務及び数量

情報通信ネットワークシステムの賃貸借及び通信回線サービス 一式

(3) 調達役務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 契約期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間

(5) 納入場所

仕様書のとおり。

(6) 入札方法

入札金額は、物品の借入代金及び調達役務に係る費用（一時費用の額を含む）の総額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。
- (3) 契約期間の開始までに確実に物品及び回線サービスを導入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 障害への対応、点検、保守その他アフターサービスを長期に亘り円滑に実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部会計課調度係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110 内線(2233)
- (2) 入札書の受領期限
令和6年5月13日(月)午後3時30分
- (3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和6年4月23日(火)午後5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和6年5月13日(月)午後3時30分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品等を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 契約の成立

当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Information Network System and Communication Line Service, 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:30 p.m., 13, May, 2024
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
成果重視プラットフォーム用端末機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
成果重視プラットフォーム用端末機 一式
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和6年7月1日から令和11年6月30日までの間
- (5) 納入場所
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線(2233)

(2) 入札書の受領期限

令和6年4月30日(火)午後3時30分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和6年4月24日(水)午後5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和6年4月30日(火)午後3時30分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 契約の成立
当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Office Computers For Results Oriented Platform, 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:30 p.m., 30, April, 2024
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

電子文書管理システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

電子文書管理システム 一式

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間

(5) 納入場所

愛媛県警察本部情報管理課

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089) 934 0110 内線(2233)

(2) 入札書の受領期限

令和6年4月30日(火)午後2時30分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和6年4月24日(水)午後5時15分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和6年4月30日(火)午後2時30分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 契約の成立

当該入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Electronic Document Management System , 1 set

(2) Time limit of tender: 2:30 p.m . , 30 , April , 2024

(3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ヘリコプター12か月定期点検整備

(2) 業務名及び数量

ヘリコプター12か月定期点検整備 1式

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(アグスタ式A109E型(JA03EP))

(4) 実施期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

(5) 業務の履行場所

請負者の保有する事業場認定書の交付を受けた事業場

(6) 入札方法

入札金額は、ヘリコプター12か月定期点検整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 指定期日までに事前提出書類を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札説明書の交付期限
令和6年4月24日（水）17時15分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年4月26日（金）13時30分
愛媛県警察本部地下1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、事前提出書類を知事に提出

し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付時期

令和6年3月15日（金）から令和6年4月24日（水）までの執務時間中

必着であれば郵送でも可能

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Aircraft inspection

- ・ 12 month inspection
- ・ 50, 100, 150, 200, 400, 800, 1200 hours inspection
- ・ Japan civil aviation bureau (JCAB) circular No. 3 010, etc
- ・ There are other inspections besides these

Hours change parts

Technical bulletin

Bench check

Airworthiness inspection examinees

- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 26 April, 2024

- (3) For further information, please contact: Finance Division, Police Administration Department, the Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL: 089 934 0110 (ex. 2263)
FAX: 089 943 2892
e mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 219

職員の定年前再任用に関する規則及び職員の暫定再任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の定年前再任用に関する規則及び職員の暫定再任用に関する規則の一部を改正する規則

(職員の定年前再任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の定年前再任用に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 215）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告)</p> <p>第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、<u>前年の4月2日からその年の4月1日までの間</u>における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(報告)</p> <p>第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度_____における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。</p>

(職員の暫定再任用に関する規則の一部改正)

第2条 職員の暫定再任用に関する規則(愛媛県人事委員会規則6(216))の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告)</p> <p>第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>前年の4月2日からその年の4月1日までの間</u>における暫定再任用の状況</p> <p>(2) <u>前年の4月2日からその年の4月1日までの間</u>における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況</p>	<p>(報告)</p> <p>第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前年度_____における暫定再任用の状況</p> <p>(2) 前年度_____における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p>第36条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>サイバー犯罪対策に係る企画、調整及び指導教養に関すること。</u></p> <p>(2) <u>サイバーセキュリティに係る総合的対策に関すること。</u></p> <p>(3) <u>サイバー犯罪の防止対策一般に関すること。</u></p> <p>(4) <u>サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>サイバー犯罪の取締りのための支援及び情報技術の解析に関すること。</u></p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第41条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>特殊詐欺対策に関すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p>第36条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>サイバーセキュリティに係る総合的対策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げるもののほか、生活安全部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(4) <u>情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。</u></p> <p>(5) <u>情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。</u></p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第41条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

(警備部の分課)

第52条 警備部に、次の4課及び1隊を置く。

- 公安課
- 警備課
- 警衛対策課
- 外事課
- 機動隊

(警備課)

第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 省略
- (2) 警衛に関すること(警衛対策課の所掌に属するものを除く。)
- (3)~(9) 省略

(警衛対策課)

第54条の2 警衛対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 第76回全国植樹祭(以下「植樹祭」という。)の開催に伴う警衛に関すること。
- (2) 植樹祭の開催に伴う連絡調整に関すること。

(特殊詐欺対策室)

第72条の3 組織犯罪対策課に、特殊詐欺対策室を附置する。

- 2 特殊詐欺対策室は、第41条第1号、第2号及び第4号の事務のうち、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の抑止及び捜査に関する事務をつかさどる。
- 3 特殊詐欺対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、特殊詐欺対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(暴力団対策室)

第73条 省略

- 2 暴力団対策室は、第41条第1号及び第4号(暴力団犯罪に関するものに限る。)の事務をつかさどる。

3・4 省略

(薬物・銃器対策室)

第74条 省略

- 2 薬物・銃器対策室は、第41条第3号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(組織犯罪捜査室)

第75条 省略

- 2 組織犯罪捜査室は、第41条第1号から第7号までの事務をつかさどる。

3・4 省略

別表(第79条関係)

警察署名	課名
愛媛県松山東警察署	警務課
	会計課
	留置管理課
	生活安全課

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(警備部の分課)

第52条 警備部に、次の3課及び1隊を置く。

- 公安課
- 警備課
- 外事課
- 機動隊

(警備課)

第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 省略
- (2) 警衛に関すること
- (3)~(9) 省略

(特殊詐欺捜査室)

第72条の3 組織犯罪対策課に、特殊詐欺捜査室を附置する。

- 2 特殊詐欺捜査室は、第41条第1号及び第3号の事務のうち、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。
- 3 特殊詐欺捜査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、特殊詐欺捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(暴力団対策室)

第73条 省略

- 2 暴力団対策室は、第41条第1号及び第3号(暴力団犯罪に関するものに限る。)の事務をつかさどる。

3・4 省略

(薬物・銃器対策室)

第74条 省略

- 2 薬物・銃器対策室は、第41条第2号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(組織犯罪捜査室)

第75条 省略

- 2 組織犯罪捜査室は、第41条第1号から第6号までの事務をつかさどる。

3・4 省略

別表(第79条関係)

警察署名	課名
愛媛県松山東警察署	警務課
	会計課
	留置管理課
	生活安全課

	地域指導課 地域第一課 地域第二課 地域第三課 刑事第一課 刑事第二課 刑事第三課 繁華街対策課 交通第一課 交通第二課 警備課		地域指導課 地域第一課 地域第二課 地域第三課 刑事第一課 刑事第二課 刑事第三課 _____ 交通第一課 交通第二課 警備課
省略		省略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年3月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,114,973
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,300
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 239,372

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

西 予 市	30,019	10,007
東 温 市	27,887	9,296

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	42,712	14,238
南 宇 和 郡	17,098	5,700
松山市・上浮穴郡	428,450	138,075
今治市・越智郡	132,185	44,062
宇和島市・北宇和郡	71,165	23,722
八幡浜市・西宇和郡	34,042	11,348
新 居 浜 市	96,074	32,025
西 条 市	87,795	29,265
大洲市・喜多郡	47,341	15,781
伊 予 市	30,139	10,047
四 国 中 央 市	70,066	23,356